

第6回定時総会記念研究会 アンケート

2014年6月22日

司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会記念研究会

「学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～」

1. 本日の記念研究会にご満足いただけましたか（○をつけてください）

【 大変満足 6 ・ 満足 6 ・ 少し物足りなかった ・ 不満 】

- ・ 法教育を考える視点がいくつか見えました。
- ・ 具体的事例が多かった。
- ・ 色々な話がきけてよかった。
- ・ 法教育は子どもたちが生きる力を身につけ、自らの人生を切り拓いて行く礎となるということの本日の研究会にて確信したためです。
- ・ 現場の先生方の実践発表が大変参考になりました。校内での労働相談は実践できればおもしろいと思います。京都での実践を見当してみます。
- ・ 授業の狙いと目的が明確化されている上、授業の具体的実践例がよくわかりました。
- ・ 労働法のことを中心になるのは、高等学校メインだとは思うものの、その基礎となる部分でも小学校で実践可能かもしれないことが気づけた。
- ・ 高等学校での実践が直接聞けたので、参考になりました。他校種の様子も今後、お聞かせねがえれば、ありがたいです。
- ・ 「労働問題」について高校生といっしょに考えることの意義とその切り口について、新しい視点を得ることができた。
- ・ 意欲的な方々の先進事例を見せて頂き、刺激になりました。労働分野の授業に踏み出せていない兵庫会に持ち帰って見当したいと思います。
- ・ 学校の先生＋司法書士で1つのテーマについてお話しをされるのは新鮮だった。
- ・ 法と教育学会でも先生の授業報告がされているが、それよりも具体的で、実現するまでの苦労なども知ることができて大変参考になった。
- ・ 全国から参加される方がいるので、それぞれの地域の実情や、新しい取り組みが見聞できて有益でした。

2. 当ネットワークの研究会やシンポジウムで取り扱うことを期待するテーマ・課題等あればお聞かせください。

- ・ 年金・保険（特に国民年金）20才になった時に突然払えといわれても知識がナック、困る人（私も含む）が周りにたくさんいた。高校で触れる機会があってもいいと思う。
- ・ 「いじめ」や「差別」（外国籍を有する人を含む）について「法教育」がどこまで工かのある取り組みが出来るか？
- ・ 参加者の自由な意見交換をする時間が、もっとあったほうがいいと思いました。できれば、スクール形式のテーブル配置は見直されてはいかがでしょうか？
- ・ 最近の世の中の状況を反映して企画されているので今のままで良いのでは？しかし、日曜の研修は参加しにくいので、せめて土曜になれば助かります。
- ・ 法教育の実践内容の紹介。
- ・ 貧困

- ・ 10代後半女性の法律問題
- ・ 法教育と道德教育

3. 参考になった話、感想、今後当ネットワークに期待する活動等、自由にお書きください。

- ・ 実践を細かに聞けることは参考になりました。今日発表された先生方以外での広がりはどうなのか？又、転勤された後の追跡調査の様子も今後、お聞かせ願える場があれば…と思っています。
- ・ 発達段階に応じてカリキュラムを構築して行くにあたって、高等学校をゴールとして考えたならば、小学校では何を教えていかなければならないか一緒に考えていただける同氏のように感じられました。
- ・ 高校等の連携が具体化され、積極的に活用ができるよう努力したいと思っています。
- ・ (略) 労働保険料(労災+雇用)は幸い黒字で保険料が下がり続けています。「人の命はお金ではかえられない尊い」という観点から、この保険料のうち少しを流用し、「経営者」に強制的に「働く人を守るために人を来ようとしたときに最低限しておくべきルール」を学ぶことを義務づける仕組み作りができないかと考えています。
- ・ 今回は「憲法」や「福祉」というキーワードが出てきて、法教育の内容も広がりを見せているように思いました。
- ・ 具体的な学校サイドからの話が聞けたので、今後の活動に活かしていければとおもいました。
- ・ 雇用契約書の中には社会の仕組みが表れている。佐藤先生の取り組みに感動しました。
- ・ 進学校での法教育の可能性(1) 受験には必要でないと思う生徒と教員をどう参加させるか(2) 法教育をする時間をどう確保するか。
- ・ 法教育を行う講師の確保—授業実践交流会の設定の提案、県レベル・地域ブロックレベルで行った実践をDVDにとって、司法書士と教員とで交流しあう。
- ・ コストの問題—現代社会の授業で法教育を行うと、8クラスであれば、のべ8名の講師が必要となります。そのコストがでかい。
- ・ 全国で行われた司法書士の実践をまとめる。
- ・ 同じ教材でも、方法がちがうと思われます。
- ・ アルバイトの労働法 雇用主はアルバイトが労働法知識を持っていることを良く思っておらず、なかなか改善できないことが多いのは私の経験からも十分分かっているものの、当たり前の権利が当たり前でない現状をどうにかしたいです。
- ・ アルバイトの雇用契約書をもらってみようという実践例の紹介、外部へのアクションを起こさせるのは大変なことだと思ふ。
- ・ 「私たちはなぜ法教育に取り組むのか」という問いかけはこれ以上ないくらいに重要と思います。これからも問い続けてほしいと思います。「弁護士とは異なる司法書士の強み」というテーマも重要だなと感じました。